

通所介護事業所「聖マリアの園」事業概要

事業主体に関すること							
事業主体名		社会福祉法人 聖マリア会					
所在地		〒853-0052 五島市松山町706番地3					
代表者		理事長 桑村 秀子					
主な事業		・ 施設入所介護サービス ・ 短期入所生活介護サービス(ショートステイ) ・ 地域密着型通所介護サービス(デイサービスセンター併設) ・ 訪問介護サービス(ホームヘルプ) ・ 居宅介護支援サービス(在宅介護支援センター併設) ・ 訪問給食サービス					
施設に関すること							
施設名		① 地域密着型通所介護事業所聖マリアの園					
		② 通所介護事業所聖マリアの園					
所在地		〒853-0052 五島市松山町706番地3 TEL 0959-72-6129					
交通の便		福江港よりタクシーで5分 福江空港よりタクシーで10分					
施設の類型		地域密着型通所介護 (五島市指令1長 第52号)					
介護保険事業所番号		① 4292200161 (令和 2年4月1日指定)					
		② 4270600135 (平成12年3月1日指定)					
敷地面積及び権利		11,855.65㎡ ・ 法人所有地3,713.14㎡ 借地8,142.51㎡					
建物の概要		延床面積 5,615.57㎡ ・ 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ・ 法人所有					
開設年月日		平成 3年 3月 1日 通所介護サービス					
		平成 9年 4月 1日 訪問給食サービス					
		令和 2年 4月 1日 地域密着型通所介護サービス					
利用定員		通所介護 ・ 通所型サービス(独自) 15人／日					
		通所型サービスⅠ(週2回) 5人／日					
共用施設		・食堂 ・集会室 ・機能訓練室 ・教養娯楽室 ・休養室					
サービス提供日		月 ・ 火 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ※ただし、1/1～3は休業日					
職員体制		令和 7年 7月 1日現在					
		職 種	常勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務	合計
		管 理 者	1				1
		生 活 相 談 員	1		1		2
		介 護 職 員	2				2
		看 護 職 員		2			2
		機 能 訓 練 指 導 員		2			2
		調 理 ・ 宅 配 職 員			1		1
緊急連絡体制		休養室各ベッド及び各トイレ・浴室にナースコールを完備					

提 供 す る サ ー ビ ス に 関 す る こ と

食 事	・ 1日1食、食堂の各テーブルへ配膳します。 (昼食 12:00 おやつ 15:00)
食 事	・ 食種:常食、介護食、嚥下食、経管栄養(鼻腔栄養、胃瘻栄養) ・ 誕生会(月1回)
排 泄	・ トイレ(洋式・水洗)あり
介 護	・ 食事の介助 ・ 排泄の介助／オムツ交換(定時及び随時) ・ 入浴介助(1回／日) (特別機械浴あり) ・ 清拭(入浴できない場合など) ・ 身辺介護(移動・衣類着脱)
送 迎	・ センターへの送迎は、センターの車輛にて行います
健 康 管 理	・ 健康チェック(毎日午前及び入浴前) ・ 機能訓練(機能訓練指導員により随時)

利 用 料 金 に 関 す る こ と

利 用 料	(1) 介護給付 (単位:円/日額)	
	要介護度	6～7時間
	要介護 1	6,780 円
	要介護 2	8,010 円
	要介護 3	9,250 円
	要介護 4	10,490 円
	要介護 5	11,720 円
	加 算 項 目	金 額
	① 入浴介護加算	400 円
	② 個別機能訓練加算(Ⅰイ)	560 円
	③ 個別機能訓練加算(Ⅰロ)	760 円
	④ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	200 円
	⑤ 認知症加算	600 円
	⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	220 円
	⑦ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%(92/1000)を乗じた金額
	(2)通所型サービス	
	基 本 料 金	金 額
	4回/月程度 利用	17,980 円
	8回/月程度 利用	36,210 円

利 用 料	加 算 項 目		金 額	
	4回/月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	880	円
	8回/月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	1,760	円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に9.2%(92/1000)を乗じた金額	
	(3)自費料金(日額)			
	食費(おやつ代含む)		630	円
	※ 利用者の負担額は利用料の1割(又は負担割合証による割合の額)となります。			
	※ 原爆被爆者は、助成制度があります。			
	※ 低所得者は、法人減免制度が適用になる場合があります。			
そ の 他 費 用	通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護に要した交通費は、実費を徴収します。			
表 示 期 限	令和4年10月1日→延長 但し、制度改正や厚生労働省による介護給付費等の変更があった場合は、指定された期限をもって改正する。			
利 用 等 に 関 す る こ と				
利 用 者 の 条 件	介護保険者の被保険者(第2号保険者を含む)で、要支援1以上の方。 五島市総合事業の事業対象者。			
契 約 の 解 除	以下の場合には、当センターとの契約は終了し、利用できなくなります。 ① 利用者が死亡した場合 ② 利用者が介護保険施設に入所した場合 ③ 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当(自立)と認定された場合 (ただし、五島市総合事業対象者を除く) ④ 事業者が解散、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。 ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。 ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。 ⑦ ご契約者から契約解除の申出があった場合。 ⑧ 事業所から契約解除の申出を行った場合。 上記⑦と⑧の項目については、詳細を契約書に記載しております。			
苦 情 に 関 す る こ と				
苦 情	① 当センターにおける苦情やご相談は以下のとおり受付し、適切に対応いたします。			
	区分	役職名	氏名	連絡先
	苦情解決責任者	管理者	村上 順子	72-6129
	苦情受付担当者	生活相談員	下田 あゆみ	
	第三者委員	法人監事	吉原 文代	84-2163
		法人監事	岩崎しのぶ	72-5101
	※ 苦情受付は、面接、電話、書面により受付ます。			
	※ 苦情受付の報告及び確認は、解決責任者と第三者委員に報告・確認し、苦情申し出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。			
	※ 苦情解決のための話し合いを申出人と誠意をもって行います。			

		② 行政機関等の受付機関	
苦情の対応	苦情受付機関	住所・連絡先等	受付時間
	五島市長寿介護課	五島市福江町1-1 Tel 0959-72-6784	午前8時30分 ～ 午後5時15分
	国民健康保険団体連合会	長崎市今博多町8-2 Tel 095-826-1599	午前9時 ～ 午後5時
	長崎県社会福祉協議会	長崎市茂里町3-24 Tel 095-842-6410	午前9時 ～ 午後5時
		※ 本事業所で解決できない苦情は、長崎県社協内に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。	
事 故 発 生 に 関 す る こ と			
事 故 の 対 応	※ 事故発生時には、契約者へ速やかに連絡をとり、医療機関に受診することとする。 ※ 事故発生した時点において、事項報告書を作成し、今後の事故防止に努める。		
非 常 災 害 対 策	事業者は非常災害に関する具体的(消防、風水害、地震等)計画を作成し、消火管理者又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出訓練を行う。		
通 常 の 送 迎 実 施 地 域			
五島市(ただし、奈留町・岐宿町・玉之浦町・三井楽町・富江町及び離島を除く)			
サ ー ビ ス 提 供 に お け る 事 業 者 の 義 務			
当センターは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。			
① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。			
② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。			
③ ご契約者に提供したサービスについて記録を行い、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。			
④ ご契約者に対する身体的拘束(身体保護のため緊急やむを得ない場合を除く。)その他行動を制限する行為を行いません。			
⑤ 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。			
⑥ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。			
⑦ 事業所は、感染症の発生及び蔓延等に関する感染症対策強化の取り組みを徹底するため、現行委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行います。			
⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。			
通所介護事業所聖マリアの園			